

後見センターレポート vol.3 (平成25年9月)



※今回は、親族後見人から最近寄せられた質問の回答を掲載しました。

身上監護をしている後見人の妻に介護費用を支払いたいです。本人も了解しています。支出してよろしいですか。

本人の介護のために契約を締結し、第三者に対し金銭を支出することについては、差し支えありません。しかし、後見人の親族等、利害関係のある者については、実質的な利益相反のおそれがあります。裁判所に相談するとともに、後見人と家計を同じくする者であれば、後見人が報酬付与の申立てをし、その中から支払うようにしてください。なお、本人は能力が低下しておりますので、一般的に、了解しているというだけで許されることにはなりません。

本人を旅行に連れて行きます。同伴者の旅行費用を本人の財産から支出してよろしいですか。

同伴者が付添介護のための第三者であれば、通常は差し支えありません。しかし、同伴者が後見人やその親族であれば、実質的な利益相反のおそれがあります。旅行費用は、通常同伴者が利益を受けることになるので、許されない面があります。後に裁判所から指摘を受けることのないよう、支出する場合には、相談してください。同種の問題として、飲食費がありますが、これは通常許されません。

財産目録記載の預貯金の増減と収支状況報告書記載の収支の増減が一致しません。どうしたらいいですか。

現金出納帳を正確に記載しておれば、通常、両者は一致するはずですが、もっとも、利息の計上や計算時期のそご等により、完全に一致しないことがあります。とりあえず一致しないまま報告書を提出してください。裁判所で再調査を要するか判断し、場合によって調査人等により調査します。再調査を避けようとして無理に収支をごまかして一致させる方もおられますが、その結果、収支に不自然な点があれば、同様に再調査することになります。

口座をまとめて管理しやすくしてもいいですか。また、株式を売却して預貯金口座に入金してもよろしいですか。

差し支えありません。親族後見人の中には、本人の財産をできるだけ変更しないようにしている方もおられますが、後見事務に必要なであれば、後見人の判断で口座をまとめたりすることは可能です。この関係で、株式を売却したいという方もおられますが、特に問題はありませぬ。もっとも、預貯金から株式を購入することは原則として認めていません。

